# 8月~11月は農地パトロール月間

遊休農地の実態把握と発生防止、 農地の違反転用の発見と防止をす るため、8月から11月を「農地パ トロール月間」と定め、農地パト ロールを集中的に行います。

また、農地の利用状況を把握する「利用状況調査」も併せて行いますので、草刈りなどの適正な管理をお願いします。

#### 農地の相続や下限面積、転用な どについて

- ①相続をした場合、農地の所在 する農業委員会に届出が必要 です。
- ②昨年、下限面積を1,000㎡に引き下げを行い、今年も地域の 状況を踏まえ検討した結果、 変更は行わないと決定しました。
- ③自分の農地といっても宅地や 植林、残土捨て場などに転用 や売却、賃借するには「農地 法」に基づく許可等が必要で す。
- ※違反転用に対する法人への罰金は1億円以下です。

詳しくはお近くの農業委員又 は農業委員会事務局までお問い 合わせください。

●問合せ先

農業委員会事務局

(20837(52)5241)

農業委員会美東分室

[**a**08396(2)5006]

農業委員会秋芳分室

(a) (62) 1903)

## 第10回美東病院夏祭り

本年度も患者さんの憩いと、地域との交流を目的に夏祭りを開催 します。

- ●日時 8月9日 18時30分~
- ●予定内容
  - ・ステージ 創作バレエ 楽器演奏
  - ・花火、ポップコーン、綿菓子、 ヨーヨーつり、パターゴルフ
- ※病院敷地内は駐車規制をしていますので、係員の指示にしたがってください。
- ●問合せ先 美祢市立美東病院事務部 〔☎08396(2)0515〕

### 住宅の省エネ改修に伴う 固定資産税の減額につい て

●要件を満たす住宅等

平成20年1月1日以前に建築された専用住宅等(居住部分の割合が2分の1以上)で平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に改修を行ったもの

- ※この減額の適用は1回限りです。
- ※バリアフリー改修と同時に行った場合は、それぞれの減額が適用されますが、住宅新築特例や耐震改修特例が適用されている家屋には適用されません。

#### ●対象工事

対象となる工事費用が50万円 を超え、次に該当する工事(平成 25年3月31日までに改修工 事に係る契約が締結された場合 は30万円以上)

- ①窓の改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事
- ※ただし、①の工事、または① を含む改修工事であり、外気 等と接するものの工事に限り ます。また、工事によりそれ ぞれの部位が現行の省エネ基 準に新たに適合することにな る工事です。
- ●減額される額等

当該家屋に係る固定資産税額 のうち最大で床面積120㎡までの 3分の1が工事完了年の翌年度 1年分減額されます。

●手続き

省エネ改修に伴う固定資産税 減額申告書に熱損失防止改修工 事証明書等必要書類を添えて、 改修工事後3ヶ月以内に税務課 に申告してください。

●留意事項

書類が提出された後、現地確認を行いますが、改修の内容によっては家屋の評価額が上がる場合がありますので、ご了承ください。

●その他の固定資産税減額措置 住宅耐震に係る固定資産税の 減額措置(平成27年12月31日ま で)、住宅のバリアフリー改修 に係る固定資産税の減額措置( 平成28年3月31日まで)につい ても引き続き申告を受け付けて います。

●問合せ先 税務課

(☎0837 (52) 5234)

## 各種手当のお知らせ

#### ◆児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を別にしている児童や父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育している家庭に対し、生活の安定と自立を促進するために支給される手当です。(国籍は問いません。)

- ※手当の支給については、所得制限などの支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ●現況届は期限内に 現在児童 扶養手当を受給している人は、 8月30日盈までに現況届を提 出してください。該当の人に は、個別に通知しますが、届 出をされない場合は手当が受 けられません。
- ●手当を支給します 8月9日 園にご指定の□座に手当を振 り込みますのでご確認くださ い。振込□座の変更がある場 合は必ず届出をしてください。

#### ◆特別児童扶養手当

身体又は精神に一定の障害のある満20歳未満の児童の父・母、又は養育者に支給されます。ただし、施設入所の場合は支給されません。

※本人、配偶者及び扶養義務者 の所得により制限があります。

◆美祢市児童福祉手当

身体障害者手帳(1級~3級) 又は療育手帳をお持ちの障害児 の保護者に対して、月額2,000円 を支給します。

◆特別障害者手当

障害の状態が重く、日常生活において常時、特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅の障害者に対して、月額26,260円を支給します。ただし、施設に入所、または、入院が3ヶ月以上継続する場合は支給されません。 ※本人、配偶者及び扶養義務者の所得により制限があります。

◆障害児福祉手当

身体または精神に重度の障害がある20歳未満の在宅の障害児に対して、月額14,280円を支給し

8 ☎:電話

ます。ただし、施設入所の場合は支給されません。

- ※本人、配偶者及び扶養義務者 の所得により制限があります。
- ※現況届を忘れずに 現在、特別児童扶養手当、美祢市児童 福祉手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当を受給付ける人には、現別居を送付りりますので、8月12日周からくだますのでは提出しているが場合には手当が必ず手続きなりますので、必ず手続きをしてください。
- ●問合せ先 地域福祉課 障害福祉係

**(☎**0837(52)5227)

児童福祉係

(☎0837(52)5228)

## 盆期間中のごみ・し尿等 の収集について

- ◆ごみの収集
- ●美祢地域

8月14日囦は、盆休みのため 固形燃料化できるごみの収集を 行いません。

水曜日が収集日の地区の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。 なお、固形燃料化できないごみ(缶類・金属類ごみ・びん類・プラ類・その他ごみ)は、通常どおり収集します。

●美東・秋芳地域 盆期間中も通常どおり収集し ます。

※なお、8月14日図のカルスト クリーンセンターへの直接搬 入は、8時30分から16時30分 まで受け付けます。

●問合せ先

生活環境課

(☎0837(53)1090)

美東総合支所総合窓口課

**(☎**08396(2)5004)

秋芳総合支所総合窓□課

〔☎0837(62)1910〕 カルストクリーンセンター

[**a**0837(62)1306]

◆し尿等の収集

8月14日函から16日 は、収集業者の盆休み期間のため、し尿の収集を行いませんので、お盆までに収集を希望の人は、9日 量までに各事業者へお問い合

わせくさい。

大変ご迷惑をおかけしますが、 ご協力をお願いします。

●問合せ先

(有) 野村商会

[**2**0837(52)1480]

(有)美祢清掃センター

(☎0837(52)0613)

(株) 秋芳ヘルス工業

**(☎**0837(62)1366)

※秋芳ヘルス工業は、し尿のく み取りは行っておりません。

# 市外在住者の成人式参加について

平成26年の美祢市成人式を1月 12日回に開催することとしています。

市外に在住されている人でも、 事前に申込をいただければ美祢市 成人式に参加することができま す。

成人式への参加を希望される人は、生涯学習スポーツ推進課まで連絡をお願いします。11月中に成人式案内状をお送りします。

なお、市内在住の人については 連絡の必要はございません。

- ●対象者 平成5年4月2日~平 成6年4月1日生まれで、就職、 進学などで市外に転出してい るが、美祢市成人式に参加を希 望する人
- ●受付開始日 8月1日困
- ●案内状 進学、就職等の関係で 住民登録が市外にある新成人で 案内状が必要な人については、 8月30日圙〔土・日、祝日を除 く〕までに下記へ連絡をお願い します。案内状を送付させてい ただきます。

なお案内状がなくても出席することはできます。

●申込・問合せ先 生涯学習スポーツ推進課 〔☎0837(52)5261〕

# 認知症予防講演会

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように一人一人が認知症について正しく理解し、予防を取り入れた生活について楽しく学んでみませんか。

●日時 9月18日図 14時~16時40分 受付13時30分~

- ●場所 美東保健福祉センター
- ●参加費 無料
- ●内容 おれんじ劇団による寸劇 講演「いつから始めますか?認 知症予防」 講師 原田医院(周南市) 副院長 原田 和佳 先生
- ●申込期限 9月11日 図
- ●申込・問合せ先 美祢市地域包括支援センター 〔☎0837(54)0138〕 美祢東地域包括支援センター
  - **(20837(62)0155)**
  - (a) (2) (2) (3) (4)

### 危険物取扱者試験

平成25年度(後期)危険物取扱者試験が下記のとおり行われます。

- ■試験の種類 甲種、乙種、丙種 (複数、併願受験可能)
- ●日時 11月17日日
  - · 乙種第4類 10時~(9時集合)
  - ・甲種、乙種(第4類を除く)、丙種、複数受験 13時30時~ (13時集合)
- ●場所 美祢市ほか県内12市
- ●願書受付期間8月30日盈~9月13日盈
- 願書請求先 消防本部予防課又 は消防署東部出張所
- ・願書提出・問合せ先 消防本部予防課 (☎0837(52)2286)

# 「杭の日」無料相談会

山□県土地家屋調査士会では、9 月1日を「杭の日」とし、表示登 記に関する無料相談会を行います。

- ●日時・場所
- 9月1日回 10時~15時 フジグラン宇部1階特設会場 宇部市明神町3丁目1-1
- 9月2日月 9時~15時 下関市役所1階ロビー 下関市南部町1-1
- ●相談内容
- ・土地 分筆・合筆、地目変更、 面積等の校正、境界について
- ・家屋 新築・増築、取り壊し・ 分割・区分等
- 問合せ先 山□県土地家屋調査 士会
  - **(☎**083(922)5975**)**